

会計学(午後・財務会計論)

本試験

第 3 問

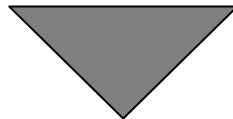
問題 1

問 2 「棚卸資産の評価に関する会計基準」によれば、棚卸資産の簿価切下げに当たり、原則として、正味売却価額が用いられるのに対して、「固定資産の減損に係る会計基準」によれば、固定資産の減損処理に当たり、回収可能価額が用いられる。ともに収益性の低下に伴う帳簿価額の減額処理であるが、～ 略 ～
(2)固定資産の減損処理に回収可能価額が用いられる理由を、各々の資産の性質に言及しながら説明しなさい。なお、正味売却価額と回収可能価額の定義について説明する必要はない。

《解答 2》

(2) 固定資産は、売却または使用によって資金の回収を図るという性質を有する資産である。

このような投資の回収形態の特徴を踏まえると、固定資産の回収可能な金額は、売却による資金回収額である正味売却価額と、使用による資金回収額である使用価値のいずれか高い方であるといえるが、これが回収可能価額である。そのため、固定資産の簿価切下げには回収可能価額が用いられる。



論文グレードアップ答練 第2回

第四問

問2 事業用固定資産の減損処理に関する次の問に答えなさい。

- (3) 「固定資産の減損に係る会計基準」によると、減損損失を認識すべきであると判定された事業用固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とすることとされている。このように、減損損失の測定に際して、帳簿価額を時価まで減額するのではなく、回収可能価額まで減額する理由を説明しなさい。

《解答2》

収益性が低下し、帳簿価額を回収できない事業用固定資産を売却せずに使用するという意思決定は、その形態どおり同じ事業用固定資産に対する当初の投資が継続しているとみることができ、その時価が変動しても継続的な使用が行われている事業用固定資産の当初の投資価値は、それに伴って変動するものではない。このため、減損損失の測定に際して、帳簿価額を時価まで減額すべきではなく、回収可能価額で測定し、残りを回収不能な減損損失とすることで取得原価の配分を行うことが適当であると考えられる。